

平成29年度第1回八頭町農業委員会 議事録

1. 招集年月日 平成29年4月10日(月) 午後1時30分

2. 招集の場所 船岡庁舎 第2・第3会議室

3. 出席委員

会長	23番	藪田 幸雄		
会長職務代理者	24番	田中喜一郎	25番	田中 洋司
委員	1番	竹内 明子	2番	岡田 孝明
	3番	多内 茂	4番	横山 和男
	5番	岡本 達眞	6番	勝原貴美恵
	7番	宮本彰太郎	8番	東口 守夫
	11番	橋本金次郎	12番	木下祐一郎
	13番	山崎 儀章	14番	岩見 正明
	15番	古井 淳二	16番	田中 正則
	18番	谷口與理幸	19番	木原君太郎
	20番	有岡 正裕	21番	安藤 博子
	22番	澤田 俊雄		

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- |    |            |   |           |
|----|------------|---|-----------|
| 第1 | 議事録署名委員の指名 | 12番 木下祐一郎   | 13番 山崎 儀章 |
| 第2 | 報告事項       | 農地法第3条の3第1項の届出書について<br>農地法第18条第6項の規定による通知書について<br>公共事業の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について |           |
| 第3 | 議案第1号      | 農地法第3条の規定による許可申請審議の件  |           |
| 第4 | 議案第2号      | 農地転用事業計画変更申請について  |           |
| 第5 | 議案第3号      | 農用地利用集積計画案の決定について   |           |
| 第6 | 議案第4号      | 農用地利用配分計画案について  |           |
| 第7 | その他        |   |           |

農業委員会事務局職員

事務局長 山下真一 副主幹 蓮佛知香

## 6. 会議の概要

事務局

本日の欠席者はありません。

全員出席です。平成 29 年度第 1 回八頭町農業委員会を始めます。

議長（会長）

（あいさつ）

日程第 1、議事録署名委員ですが、予め議席順と決まっていますので、12 番木下祐一郎委員、13 番山崎儀章委員にお願いします。

次に日程第 2、報告事項ですが私からはありません。

委員さん方で報告がありましたらお受けしたいと思います。

委員一同

（報告なし）

議長（会長）

無いようでしたら事務局でお願いします。

事務局

最初に議案書の訂正をお願いします。

議案第 5 号の削除をお願いします。そして日程第 7 をその他に変更し、日程第 8 を削除してください。土地所有者から産業観光課へ農業振興地域除外申請があったことから、農業委員会事務局としては議案にしておりましたが、産業観光課から農業委員会への意見聴取の申請がないため確認したところ、現在、農業振興地域整備計画の見直しを行っているので、この案件は保留にしているとの回答がありました。事務局の早合点で議案にしてしまいました。申し訳ありませんでした。

それでは報告を 3 件させていただきます。資料をご覧ください。報告 1 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について。相続についての届出です。

今月は 8 件です。記載事項がもれなく記載されており問題ないということで受理しました。

報告 2 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理しましたので報告いたします。農地の貸借の合意解約です。今月は 9 件です。双方合意による解約のため問題なしということで受理しました。

報告 3 公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告について。2 件の該当事業がありました。県との協議が出来ており、八頭県土整備事務所担当課長の証明がありましたので、問題なしということで受理しました。

議長（会長）

この件につきまして質問意見はありますか。

委員一同

（質疑なし）

議長（会長） 続きます、日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について審議を行います。受付番号1-1について事務局より説明をお願いします。

事務局 受付番号1-1について説明をします。  
土地の所在地 篠波地内2筆 台帳地目 2筆とも田 現況地目 畑と田 面積 220㎡と539㎡ 合計759㎡です。売買による所有権移転です。

理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという事で話がまとまったものです。

農地法第3条第2項第1号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、バインダー等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。

農地法第3条第2項第4号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。

次に、農地法第3条第2項第5号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積40アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、85アールとなり問題ありません。

最後に、農地法第3条第2項第7号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稲と野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。

議長（会長） この件につきましては、13番山崎委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。

山崎委員 4月5日に譲受人に面会をしました。譲受人宅の下の農地になりますが、かなり昔から譲受人が耕作されていたとのことです。譲渡人は県外在住で耕作はできませんので、譲受人が今後も耕作されるということで問題ないと考えます。

議長（会長） この件につきましては、質問意見はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同	(異議なし)
議長 (会長)	異議なしということで申請どおり決定いたします。 続きまして、受付番号 2-2 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 2-2 について説明します。</p> <p>土地の所在地 篠波地内 7 筆 台帳地目 2 筆は畑、5 筆は田 現況地目 2 筆は畑、5 筆は田 面積 377 m<sup>2</sup>、198 m<sup>2</sup>、1,276 m<sup>2</sup>、317 m<sup>2</sup>、577 m<sup>2</sup>、3,484 m<sup>2</sup>、93 m<sup>2</sup> 合計 6,322 m<sup>2</sup>です。</p> <p>売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという事で話がまとまったものです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、耕うん機等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 40 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、80 アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、水稻と野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長 (会長)	この件につきましては、13 番山崎委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
山崎委員	受付番号 1-1 と同じ所有者になります。譲渡人の元本宅の周りの農地については登記簿上 4 筆となっていますが、実際は小さな圃場に分かれており、トラクターも入らないような農地です。その他は大型機械が入る田で稲の作付けがされていました。所有者が不在ですので、地元の農業者が耕作されるということで問題ないと考えます。
議長 (会長)	この件につきましては、質問意見はありませんか。
委員一同	(質疑なし)

議長（会長）	意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで申請どおり決定いたします。続きまして、受付番号 3-3 について、事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>受付番号 3-3 について説明します。</p> <p>土地の所在地 塩上地内 3 筆 台帳地目 すべて畑 現況地目 すべて畑 面積 215 m<sup>2</sup>、201 m<sup>2</sup>、88 m<sup>2</sup> 合計 504 m<sup>2</sup>です。</p> <p>売買による所有権移転です。</p> <p>理由につきましては、譲受人の経営規模拡大のため売買するという事で話がまとまったものです。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 1 号 全部効率利用要件ですが、農機具はトラクター、田植機、コンバイン等保有されていますし、農作業従事者数、通作についても問題ないと考えます。保有している農地を全て耕作されていますし、今回取得する農地についても効率的に利用して耕作を行うものと認められます。</p> <p>農地法第 3 条第 2 項第 4 号 農作業従事要件ですが、申請書に記載された本人も含めた世帯員の農作業従事日数及び本人から聴取を行った結果、取得後も農作業に従事すると認められます。</p> <p>次に、農地法第 3 条第 2 項第 5 号 下限面積要件ですが、申請地の下限面積 20 アールであり、取得後の申請人の耕作面積は、申請書及び農地基本台帳で確認した結果、49 アールとなり問題ありません。</p> <p>最後に、農地法第 3 条第 2 項第 7 号 地域との調和要件ですが、申請地では、野菜を耕作する計画で、周辺地域における農地の農業上の総合的な利用の確保に支障を生じないと認められます。</p>
議長（会長）	この件につきましては、18 番谷口委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
谷口委員	4 月 4 日に譲受人に面会しました。すべて畑になります。本家の土地を分家が譲り受けられます。きとんと耕作されていますので、問題ないと考えます。
議長（会長）	この件につきましては、質問意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）

- 議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）
- 議長（会長） 異議なしということで申請どおり決定いたします。  
 以上で議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議を終わります。続きまして日程第4 議案第2号 農地転用事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号 農地転用事業計画変更申請審議について。農地法及び同法施行令の規定により、承認申請書を鳥取県知事へ進達することについて意見を求めるものです。受付番号1-1を説明します。  
 土地の所在地 船岡地内1筆 台帳地目 田 現況地目 田 面積 2,401㎡  
 老人デイサービス施設を目的とした転用です。  
 当初計画で予定していた工事完成期日、平成29年3月31日までに完成出来なかったため完成期日の変更を行うものです。  
 場所は、議案書4～6ページに図面を付けています。土地利用計画図は7,8ページに付けています。  
 理由につきましては、当初計画では施設の出入り口は西側農道を使用する予定でしたが、農道が狭く重量のある送迎車等では農道が維持できない恐れがあるということで、国道側に設置するよう計画変更を行ったため協議に時間を要し着工が遅れたとのこと。現在は協議も終了し3月中旬には着工しています。
- 議長（会長） この件につきましては、18番谷口委員に事前調査をお願いしていますので報告をお願いします。
- 谷口委員 現地確認を行いました。出入り口の変更に伴う問題はないと考えます。
- 議長（会長） この件につきまして、質問意見はありませんか。
- 委員一同 （質疑なし）
- 議長（会長） 意見が無いようですので、申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 （異議なし）

- 議長（会長） 異議なしということで受付番号 1-1 について申請どおり決定いたします。以上で議案第 2 号農地転用事業計画変更申請の審議を終わります。  
 続きまして、日程第 5 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定について説明します。  
 八頭町長から平成 29 年 3 月 29 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。  
 議案書の 9 ページから 21 ページをご覧ください。  
 今月は通常の利用権設定が新規 14 件、更新 25 件 合計 39 件です。  
 面積は田 107,002 m<sup>2</sup>、畑 9,883 m<sup>2</sup> 合計 116,885 m<sup>2</sup>です。  
 その内、受付番号 27-27 は所有権移転売買になります。これは地域の担い手として認められる方で、一定以上の面積を耕作されている方が譲受人となり売買できるものです。譲受人は認定農業者であり、農地所有適格法人の要件も満たしています。購入される農地については、水稻を耕作される予定です。  
 中間管理事業分としては新規 7 件、更新 13 件 合計 20 件です。面積はすべて田 83,992 m<sup>2</sup>です。すべて町の基本構想に適合する等農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。
- 議長（会長） 通常の利用権設定 受付番号 1-1 から 5-5 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
- 委員一同 (報告なし)
- 議長（会長） 質問・意見はありませんか。
- 委員一同 (質疑なし)
- 議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 (異議なし)
- 議長（会長） 異議なしということで、受付番号 1-1 から 5-5 について申請どおり決定します。続きまして受付番号 6-6 について審議を行いますが、本案件は関係する委員がおられますので、八頭町農業委員会会議規則第 10 条の規定により関係委員は一時退席をお願いします。  
 (関係委員退席)

議長（会長）	それでは受付番号 6-6 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで、受付番号 6-6 について申請どおり決定します。関係委員は入室してください。
	（関係委員入室）
議長（会長）	続きまして、受付番号 7-7 から 39-39、中間管理事業分受付番号 1-1 から 20-20 について審議を行います。事前調査を行い、報告が必要な方はお願いいたします。
委員一同	（報告なし）
議長（会長）	質問・意見はありませんか。
委員一同	（質疑なし）
議長（会長）	無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。
委員一同	（異議なし）
議長（会長）	異議なしということで受付番号 7-7 から 39-39、中間管理事業分受付番号 1-1 から 20-20 について申請どおり決定します。
	以上で議案第 3 号 農用地利用集積計画案の決定についての審議を終了いたします。
	続きまして、日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について説明をお願いします。
事務局	議案第 4 号農用地利用配分計画案について説明します。



八頭町長より平成 29 年 3 月 29 日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められているものです。

整理番号 1-1 から 23-23 について説明します。

先ほどの議案第 3 号の利用集積計画で、鳥取県農業農村担い手育成機構へ集積された農用地 83,992 m<sup>2</sup>を借受け希望のありました 3 法人へそれぞれ、15,044 m<sup>2</sup>、48,211 m<sup>2</sup>、11,762 m<sup>2</sup>、担い手 2 名へ 5,225 m<sup>2</sup>、3,750 m<sup>2</sup>をそれぞれ配分するものです。

また、整理番号 21-21 から 23-23 については、3 月委員会で 1 法人へ配分予定として提出されていた農地ですが、当該法人が地元の若手農業者に協力されるということで、農地を地元の担い手 1 名へ 5,412 m<sup>2</sup>譲られるということで話がまとまり、今回、再度委員会へ配分変更ということで提出されたものです。

議長（会長） この件につきまして意見質問はありませんか。

委員一同 （質疑なし）

議長（会長） 無いようでしたら申請どおり決定してよろしいでしょうか。

委員一同 （異議なし）

議長（会長） 異議なしということで、整理番号 1-1 から 23-23 については、申請どおり決定いたします。

以上で日程第 6 議案第 4 号 農用地利用配分計画案について審議を終了いたします。

続きまして、日程第 7 その他について事務局よりお願いします。

事務局

●農業委員・農地利用最適化推進委員選任進捗状況について

●3 月審議の転用案件について

転用申請 2 件は 3 月 28 日、3 月 30 日付けで許可

次回委員会は、5 月 10 日（水）午後 1 時 30 分から船岡庁舎 第 2. 第 3 会議室で行います。

以上です。

議長（会長） その他、委員の皆様から何かありますでしょうか。

委員一同 （なし）

議長（会長） 無いようですので、以上で第 1 回農業委員会を終了します。  
終了（14 時 05 分）